



調布市環境基本計画（改定版）

令和3（2021）年度 ▶ 令和7（2025）年度

（素案）

調 布 市

目次

第1章 基本的事項	1
1. 1 計画改定の背景.....	1
1. 2 計画の概要.....	9
第2章 市が目指す環境の姿	12
2. 1 地域の概況.....	12
2. 2 目指す環境の姿.....	18
2. 3 基本目標及び施策の体系.....	20
第3章 環境の保全と創造に向けた施策	27
3. 1 基本目標1 豊かな緑と水や多様な生物を育むまち.....	29
方針1-(1) 緑と水の保全・再生.....	29
施策1-① 緑の保全.....	29
施策1-② 水循環の回復と水環境の再生.....	32
施策1-③ 都市農地や里山環境の維持・保全.....	35
方針1-(2) 生物多様性の保全・活用.....	38
施策1-④ 生物の生息空間の保全.....	38
施策1-⑤ 多様な自然環境の活用.....	42
3. 2 基本目標2 人と環境が調和する快適で美しいまち.....	44
方針2-(1) 美しい街並みの形成.....	44
施策2-① 景観形成の推進.....	44
施策2-② 歴史・文化環境の保全・継承.....	47
方針2-(2) 快適な空間の確保.....	49
施策2-③ まちのうるおいの創出.....	49
施策2-④ 都市美化の推進.....	51
3. 3 基本目標3 安心して暮らせる生活環境が確保されるまち.....	54
方針3-(1) 公害のない環境の維持.....	54
施策3-① 大気汚染の防止.....	54
施策3-② 水質汚濁の防止.....	57
施策3-③ 騒音・振動の発生抑制.....	59
施策3-④ 化学物質等の対策の推進.....	62
3. 4 基本目標4 脱炭素で循環型の社会を目指すまち.....	65
方針4-(1) 脱炭素化に向けたまちづくりの推進.....	65
施策4-① 脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの普及.....	65
施策4-② 再生可能エネルギー等の活用推進.....	71
施策4-③ スマートシティの実現.....	74
施策4-④ 気候変動への適応.....	77

方針4-(2) 循環型まちづくりの推進.....	81
施策4-⑤ 3Rの推進によるごみの減量.....	81
施策4-⑥ ごみの適正処理.....	85
3.5 基本目標5 みんなの力でより良い環境を目指すまち.....	88
方針5-(1) 環境教育・環境学習の推進.....	88
施策5-① 環境意識の醸成.....	88
施策5-② 学びと活動体験機会の充実.....	91
方針5-(2) 連携・協働による環境保全活動の推進.....	94
施策5-③ 活動の担い手となる人材育成と活動支援.....	94
施策5-④ 様々な主体と活動の環の拡大.....	97
第4章 重点プロジェクト.....	100
4.1 重点プロジェクトの構成.....	100
4.2 重点プロジェクトの概要.....	102
プロジェクト① 市民の心の安らぎ 緑と水を守るプロジェクト.....	102
プロジェクト② みんなで目指す 環境先進都市プロジェクト.....	104
プロジェクト③ みんなが主役 環境を学んで楽しむプロジェクト.....	106
第5章 計画の推進.....	109
5.1 推進の基本的な考え方.....	109
5.2 計画の進行管理.....	112
資料編.....	115
1 調布市環境基本条例.....	116
2 計画策定の経過.....	119
3 計画策定の体制.....	120
4 用語解説.....	122

第1章 基本的事項

1. 1 計画改定の背景

(1) 社会情勢等の変化

市では、平成28(2016)年3月に調布市環境基本計画(計画期間:平成28(2016)年度～令和7(2025)年度)を策定し、市民・事業者・市民団体・市が一体となって、環境施策に取り組んできました。この間、環境行政をめぐる社会情勢は大きく変化しています。

国際的な動きとして、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された「持続可能な開発目標」(SDGs)の達成に向けた取組が広がりを見せています。SDGsを構成する17のゴールには、「ゴール7:エネルギーをみんなにそしてクリーンに」「ゴール12:つくる責任 つかう責任」、「ゴール13:気候変動に具体的な対策を」、「ゴール14:海の豊かさを守ろう」、「ゴール15:陸の豊かさを守ろう」、「ゴール17:パートナーシップで目標を達成しよう」など、環境分野に直接かかわるものも多く含まれており、地方自治体においても目標達成に貢献する取組を進めることが求められています。

また、地球温暖化対策の新たな枠組みであるパリ協定が平成28(2016)年に発効し、温室効果ガスの排出削減と気候変動による影響への対策の重要性が高まっています。



SDGsの17の目標（ゴール）

出典：国際連合広報センターホームページ

これらの動きを背景に、国の第五次環境基本計画（平成 30（2018）年 4 月 17 日閣議決定）では、SDGs の考え方を活用しながら環境・経済・社会の統合的向上に向けた取組を進めることを目指すとともに、それぞれの地域の特性に応じて広域的なネットワークをパートナーシップにより構築していくことで地域資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」の概念が提唱されました。

こうした国内外の動向を受け、国の「地球温暖化対策計画」、「気候変動計画」、「第四次循環型社会形成推進基本計画」など、地球温暖化対策、気候変動による影響への適応、資源循環に関する新たな法制度や計画・方針等が示されており、的確に対応していく必要があります。

東京都においても、東京都環境基本計画（平成 28（2016）年 3 月）、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」（平成 28（2016）年 12 月）や「ゼロエミッション東京戦略」（令和元（2019）年 12 月）等により新たな環境施策が示されています。

中でも、地球温暖化対策について、令和元（2019）年に東京都は、これまでの国の長期的目標から更に踏み込んだ内容である「2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す脱炭素化」を掲げ、これまで以上に省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用を進めていくとしています。

さらに、この間に新たな世界規模の環境問題として、「海洋プラスチックごみ問題」（マイクロプラスチックによる海洋生態系への影響の懸念）が顕在化し、令和元（2019）年度に入り、G20 大阪サミットにおいて、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を 2050 年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が合意されるなど、国際的な対策が動き始めています。また、家庭や小売店、飲食店において、まだ食べられる食品が廃棄される食品ロス（食べられるのに捨てられている食べ物）の問題も、社会問題として注目が高まっています。

加えて、国民の意識が「モノの豊かさ」から「心の豊かさ」を重視するようになり、大量消費・大量廃棄につながるライフスタイルを変えていく必要があることが、長年指摘されてきましたが、ICT（情報通信技術）の急速な発達や企業の ESG（環境・社会・ガバナンス）への取組を重視した投資の広がりなど、ライフスタイル、ビジネススタイルの変化を促す様々な技術革新や経済・社会システムの変化も生じています。一例として、環境に配慮した製品や地産地消等を積極的に選択する倫理的消費（エシカル消費）、インターネットを介して物や空間を共有し有効活用するシェアリング・エコノミーの普及が挙げられます。国では、このような取組を発展させた「Society5.0」の実現をめざしています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、市民の暮らし方、働き方も変わりつつあります。例えば、テレワークの普及が進んだことで、事業所におけるエネルギーの使用量やごみの排出量が減る一方で、住民の在宅時間が増えるとともに、ネットショッピングや食品のデリバリーの利用が増えた住宅ではエネルギーの使用量やごみの排出量が増えるといった変化が生じています。

これらの新たな環境問題や経済・社会システムの変化を環境施策に反映し、市民や事業者の行動を促進していくことも必要です。

(2) 市における取組の経緯

市では、調布市環境基本計画（平成28（2016）年3月）で定めた「緑と水、自然環境の保全・再生」、「景観や都市環境の形成」、「身近な生活環境の保全」、「低炭素社会や循環型社会の形成」、「環境学習・環境保全活動等」の5つの基本目標に沿って、施策を推進してきました。

本項では、平成28（2016）年度から令和元（2019）年度までの主な事業の取組状況を振り返ります。

<主な事業（平成28（2016）年度～令和元（2019）年度）>

基本目標1 豊かな緑と水や多様な生物を育むまち

◇崖線樹林地の保全

- ・崖線樹林地を保全するため、特別緑地保全地区に指定した緑地の買取等、土地の公有化を進めました。
- ・市民参加で崖線や緑地の整備・管理を進めるとともに、入間町2丁目緑地、深大寺自然広場の2箇所について市民団体を交え新たに崖線樹林地の保全管理計画を策定しました。



崖線緑地の保全活動

◇深大寺・佐須地域の里山風景の保全管理

- ・まとまった都市農地と国分寺崖線の緑が連続し、里山風景を形成している深大寺・佐須地域の環境資源を次世代に引き継ぐため、「調布市深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画」に基づき、田畑・里山・水路などの環境を保全・活用する取組を進めました。
- ・令和2（2020）年7月には東京都の制度である「農の風景育成地区」に指定されました。



調布市深大寺・佐須地域
環境資源保全・活用基本計画



調布の里山 深大寺・佐須地域
(農のある風景ガイド)

基本目標2 人と環境が調和する快適で美しいまち

◇花いっぱい運動による彩りづくり

- ・明るく潤いと安らぎのある生活空間の創出を目的として、市民協働で花いっぱい運動に取り組みました。
- ・令和元（2019）年度に開催されたラグビーワールドカップに際しては、調布・西調布・飛田給の3駅に市民参加で「おもてなしガーデン」を設置し、国内外から訪れる来場者を迎えました。



調布駅前広場「おもてなしガーデン」の設置風景

◇市民参加による美化活動の推進

- ・まちの環境美化活動を推進する活動の一環として、多摩川、野川、飛田給駅前、調布駅前において、自治会や商店会、事業所、個人などが参加するクリーン作戦を継続的に実施しました。
- ・「美化推進重点地区」等における、自治会や商店会、事業者による定期的な清掃活動の実施を支援しました。
- ・喫煙マナーや都市美化の向上を図るため、小中学生による啓発ポスターの募集等と、それらを活用した啓発を実施しました。



調布駅前クリーン作戦

基本目標3 安心して暮らせる生活環境が確保されるまち

◇大気、水質、騒音・振動等に関する対策の継続的实施

- ・大気汚染物質や河川の水質の監視・測定、交通騒音・振動の調査、化学物質の適正管理に関する指導等、生活環境保全のための各種調査・対策を継続的に実施しました。



河川水質調査の様子



騒音測定の様子

基本目標4 低炭素で循環型社会の形成を目指し実現するまち

◇太陽光発電システム等の導入促進

- ・住宅における太陽光発電システム等の導入に対する補助金交付により、太陽光発電システムの普及を図りました。
- ・再生可能エネルギーの普及促進，停電時の電力確保，売電収益の一部を市や市域の環境施策等に活用するため，平成25（2013）年度から継続して「公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業」等を実施しています。



公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業
（左：多摩川自然情報館，右：調布ヶ丘地域福祉センター）

◇暑熱対策の実施

- ・地球温暖化及びヒートアイランド現象による気温上昇による健康被害を防止するため，調布駅前広場における遮熱性舗装の整備及びドライミストの設置などの暑熱対策を実施しました。



調布駅前広場の遮熱性舗装



調布駅前広場に設置したミスト噴霧機能のついたパーゴラ，可搬式緑化ベンチ



飛田給駅交通広場のパーゴラ及び微細ミスト

基本目標5 みんなの力でより良い環境を目指すまち

◇小中学生等への環境活動機会の提供

- ・河川や緑地などでの自然体験を通じて環境を学ぶ「調布こどもエコクラブ」、「多摩川自然情報館の月別イベント」や、「食」を通じてエネルギーや地球温暖化のことを学ぶ「エコ・クッキング講座」など、子どもたちが環境について学び、活動する機会を提供しました。
- ・市の環境情報を届けるため、中学生向けの環境情報誌「みらいへつなごう～ちょうふのかんきょう～」を発行・配布しました。



調布こどもエコクラブの活動

◇幅広い市民を対象とした環境イベントの開催

- ・市民が環境を見つめ直し考える機会をつくることを目的とした「調布市環境フェア」、多摩川の自然をはじめ身近な環境を学び、体験する機会となる「多摩川自然情報館 夏まつり・秋まつり」、ちょうふ環境市民会議との協働による環境講座など、幅広い市民を対象とした環境イベント、講座を市民団体等と協力して実施しました。



調布市環境フェア



多摩川自然情報館 夏まつり

(3) 計画改定の視点

調布市環境基本計画（平成28（2016）年3月）では、社会・経済情勢や環境問題の変化等が生じた際には、必要に応じて計画の見直しを行うとしていました。現在、調布市の環境行政をめぐる社会情勢等は大きく変化し、上位計画である「調布市基本計画」（令和元（2019）年5月）、関連計画である「調布市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）」（平成31（2019）年3月）が、計画期間の前期に策定・改定されたこと、その他の関連計画として、「調布市緑の基本計画」、「調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「調布市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」が並行して令和2（2020）年度末に改定を予定していることなどから、これらと整合を図りつつ、環境施策を展開するため、調布市環境基本計画（平成28（2016）年3月）を改定することとしました。

さらに、令和元（2019）年度に実施した市民へのアンケート調査や中間報告会を通じて寄せられた市民の意見を環境施策に反映していくことも必要です。

調布市環境基本計画（平成28（2016）年3月）の改定に当たっては、計画期間の前期の取組を踏まえるとともに、次の視点に基づき計画の見直しを行いました。

<改定の視点>

①持続可能な社会の実現に向けた取組を促進する

SDGs、「地域循環共生圏」などの新たな概念を取り入れながら、持続可能な社会の実現に向け、様々な主体の連携により地域環境と地球環境の保全に向けた取組を促進します。また、各施策が主に関連するSDGsの目標（ゴール）を明らかにし、達成に向け貢献していきます。

②地球温暖化対策をめぐる動向に対応する

国や東京都が2050年に二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「脱炭素化」の姿勢を打ち出していることを踏まえ、基本目標4に掲げる「低炭素で循環型の社会の形成を目指し実現するまち」を、「脱炭素で循環型の社会を目指すまち」に改め、温室効果ガスの更なる削減を進め、将来的な脱炭素社会の実現に向けた取組を促進します。また、顕在化する気候変動の影響への適応策を強化します。

③新たな環境問題、経済・社会システムの変化に対応する

新たな環境問題である海洋プラスチックごみ問題、食品ロス問題等に的確に対応していきます。また、新型コロナウイルス感染症対策として変化が進む「新しい生活様式」が調布市の環境に及ぼす影響を踏まえ、施策を進めます。

④調布市の特性とこれまでの取組を生かす

武蔵野の原風景を残す身近な水辺，都市農地，崖線の樹林地等が一体となった里山環境の維持・保全，計画期間の前期に新たに取組を立ち上げた受動喫煙対策など，調布市の環境の特性や先進的な取組を更に伸ばしていきます。

⑤市民，事業者の行動を更に促進する

喫緊の課題となっている地球温暖化と気候変動，海洋プラスチックごみ，食品ロス等の環境問題の主要な原因は，市民の生活スタイル，事業者による生産・流通・廃棄等の活動の中にあります。そうした問題意識を市民・事業者と共有し，問題解決に向けた行動の促進を図ります。

1. 2 計画の概要

(1) 計画の目的

「調布市環境基本計画（改定版）」（以下「本計画」という。）は、市の環境特性を踏まえ、目指す環境の将来像、計画の基本目標を示すとともに、実現するための施策、主な事業、推進体制、進行管理のあり方等を示し、総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保並びに福祉の向上に寄与することを目的とします。

<調布市環境基本条例第3条に規定する基本理念>

- 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境の恵沢を現在及び将来の世代が享受するとともに、将来にわたって維持、継承されるよう行われなければならない。
- 環境の保全等は、すべての人々の協働によって、環境への負荷の少ない健全な持続的発展ができるような社会が構築されるよう行われなければならない。
- 環境の保全等は、日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に行われなければならない。

(2) 計画が担う役割

本計画は、市が目指す環境の将来像を明らかにし、環境に関する目標及び施策の方向性を示し、その実現に向けて、具体的な取組を総合的かつ横断的に推進を図ることで、実効性をあげる役割を担います。

本計画で取り組む施策は、調布市環境基本条例第5条各号に規定する市の責務を基本とし、参加と協働の視点も踏まえ、以下のとおりとします。

<本計画で取り組む施策>

- ①公害の防止及び人の健康並びに生態系に影響を及ぼす化学物質による汚染対策に関すること
- ②大気、水、土壌、動植物等からなる自然環境の保全等に関すること
- ③野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること
- ④人と自然との豊かなふれあいの確保、良好な景観の保全、歴史的文化的遺産の保全等に関すること
- ⑤人にやさしい地域社会の形成に関すること
- ⑥資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及びごみの減量に関すること
- ⑦地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全等に関すること
- ⑧環境学習、環境保全活動の推進に関すること
- ⑨環境に関する市、市民、事業者等の協働に関すること
- ⑩計画の推進体制と進行管理に関すること
- ⑪上記のほか、環境への負荷の低減に関すること

(3) 計画期間

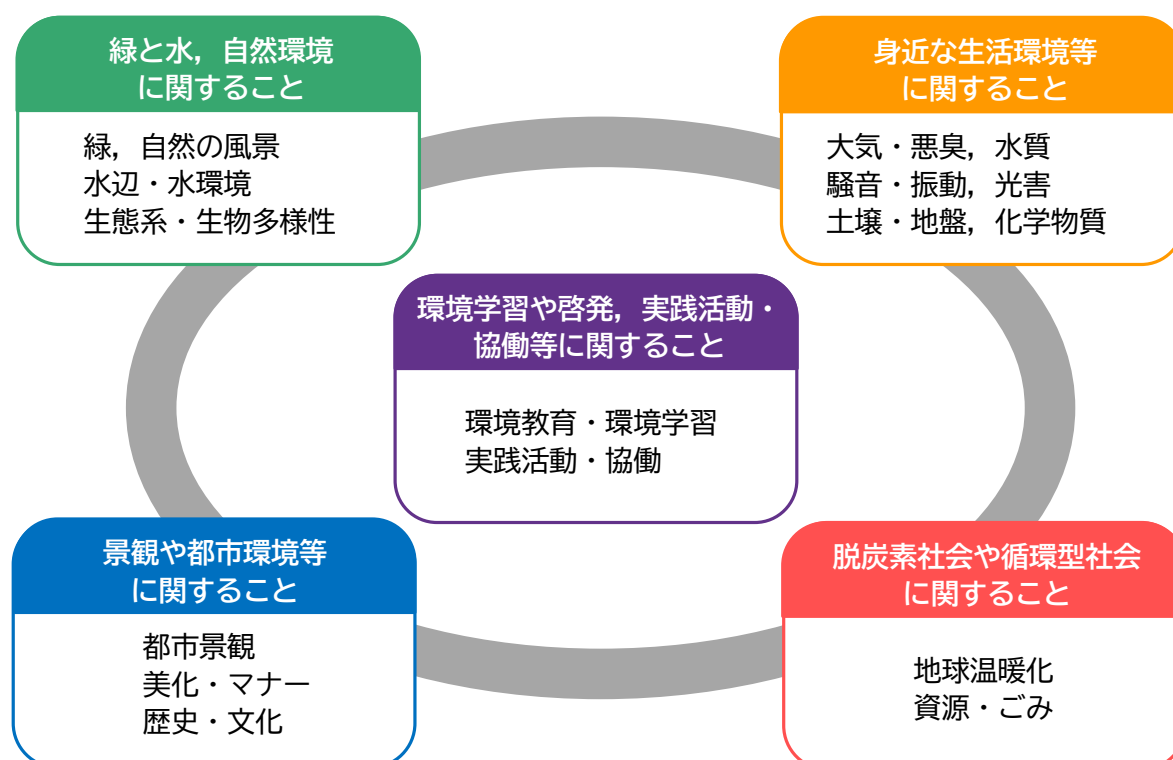
調布市環境基本計画（平成 28（2016）年 3 月）の計画期間は平成 28（2016）年度から令和 7（2025）年度までの 10 年間であり、中間見直し後の本計画の計画期間は令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの 5 年間です。

計画改定
▼

平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)
計画の前期					計画の後期				

(4) 計画が対象とする範囲

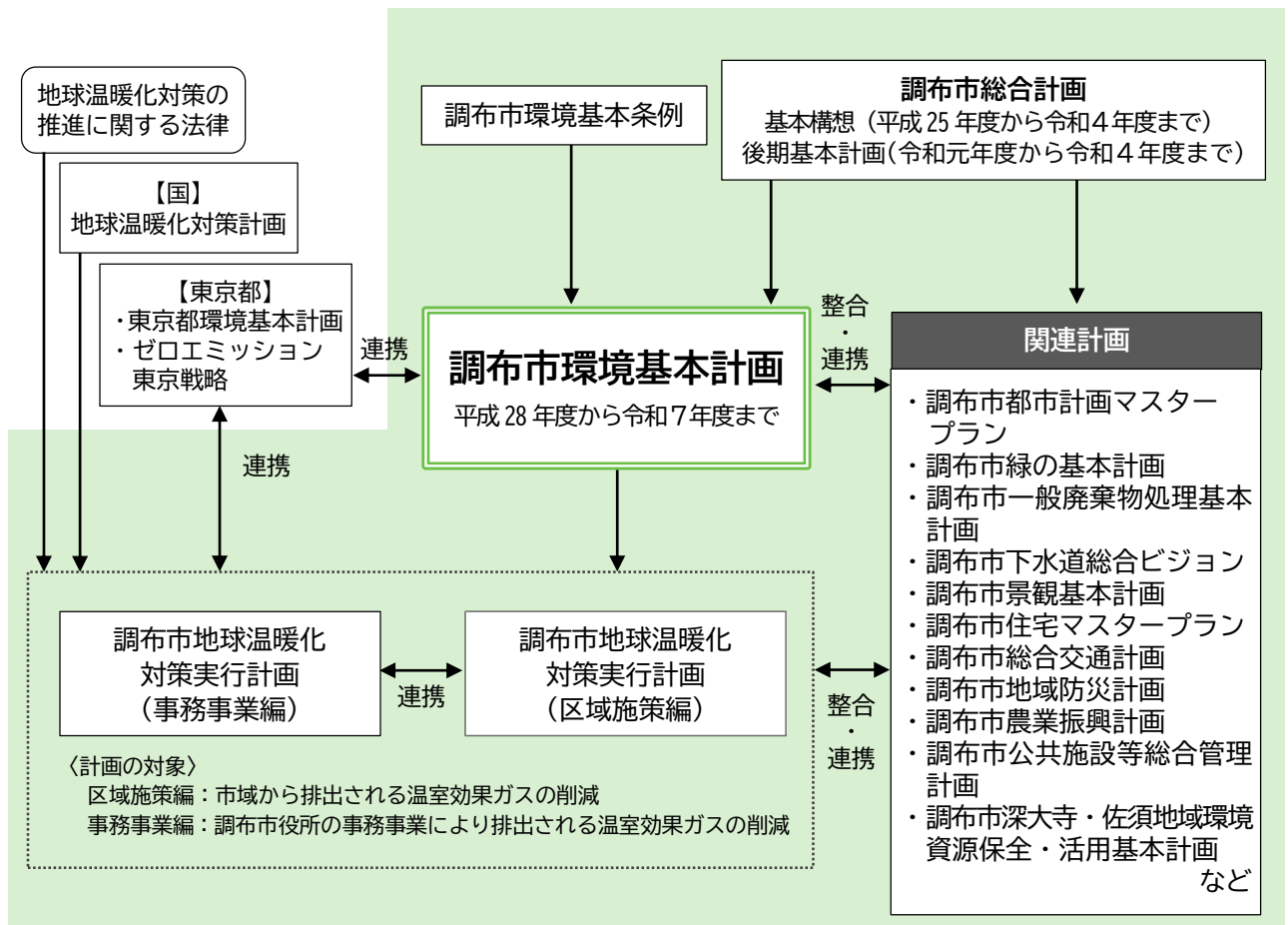
身近な生活環境から地球規模の環境問題に至るまで、政策対象として市が取り組む対象は多岐に及びます。本計画では、以下に示す 5 つの観点から、課題解決に向けアプローチしていくこととします。



(5) 計画の位置付け

本計画は、「調布市環境基本条例」第9条に基づき策定するものであり、市の最上位計画である「調布市総合計画」のもとで、環境行政におけるマスタープランとなるものです。

また、国や東京都の動向を踏まえるとともに、本計画を具体的に推進する施策と関連するその他の様々な個別計画とも整合を図ります。



第2章 市が目指す環境の姿

2. 1 地域の概況

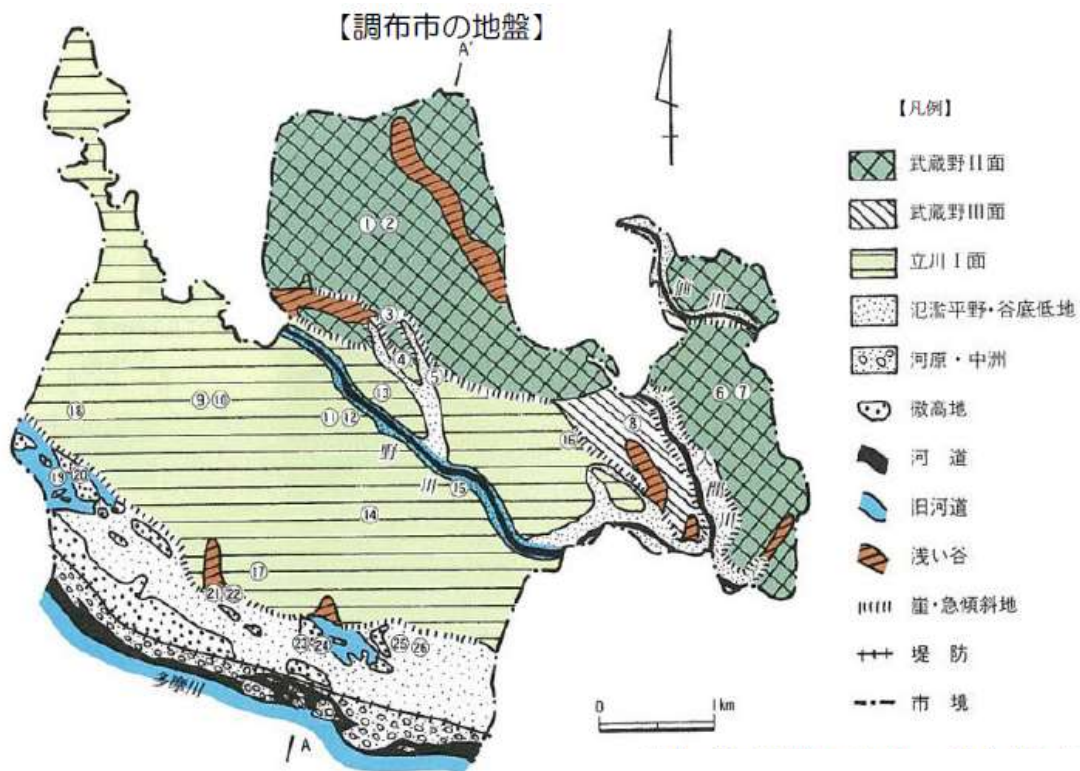
(1) 位置・地勢

調布市は、東京都のほぼ中央、多摩地区の南東部に位置し、都心へ約 20km の距離にあります。東は世田谷区と狛江市、北は三鷹市、小金井市、西は府中市、南は多摩川をはさんで稲城市、神奈川県川崎市に接しています。

市域は、東西約 7 km、南北約 5.7km と東西にやや長く、面積は 21.58km² で、東京都の総面積の約 1 % を占めています。

広大な武蔵野台地の南縁に位置する調布市の地形は、多摩川によって形成された 2 つの段丘（武蔵野段丘、立川段丘）と沖積低地からなり、北に武蔵野の面影を残す深大寺の森、南にゆるやかに流れる多摩川など、豊かな自然に恵まれています。

市内で最も高い所は深大寺北町 6 丁目付近で海拔 56m、低い所は南の染地 3 丁目の多摩川沿いで海拔 24m であり、高低差は約 32m あります。この高低差の大きい面と面の境は「国分寺崖線（はげ）」と呼ばれ、崖下からは地下水が豊富に湧き出し、市内の中央部を貫流する野川や、東部を流れる野川支流の入間川、仙川の主な水源になっています。



調布市の地盤

出典：「調布市都市計画マスタープラン改定版」（平成 26 年 9 月 調布市）

原典：「図説調布の歴史」（平成 12 年 3 月 調布市）

(2) 歴史

調布市は、昭和30(1955)年に調布町と神代町が合併して誕生しました。

旧調布町にあたる南部地域は、江戸時代において、甲州街道沿いに位置する布田五宿(国領・下布田・上布田・下石原・上石原)を中心に街並みが形成されました。一方、旧神代町にあたる北部地域は、天平5(733)年創建と伝えられる深大寺を中心とした歴史と文化を有する地域で、「厄除元三大師大祭」のだるま市が有名です。

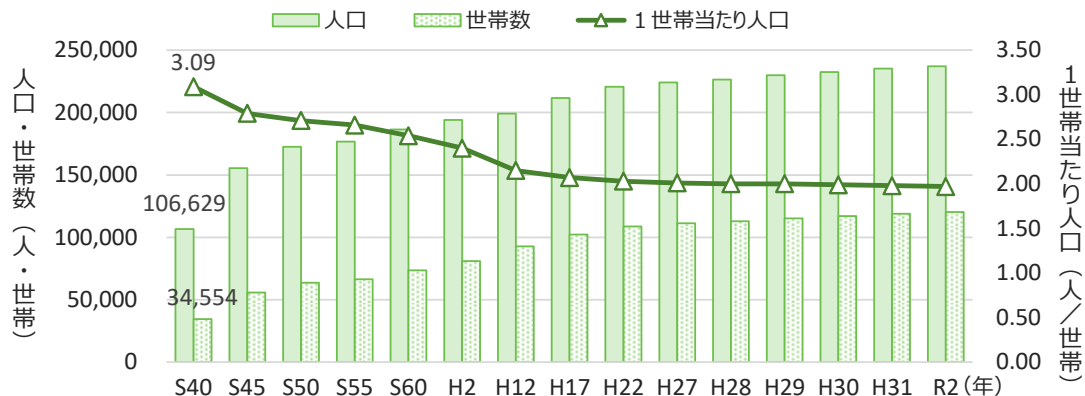
大正2(1913)年の京王線の開通とその後の延伸により、交通・商業の拠点となっていた新宿と短時間で結ばれるようになり、市域の都市化が進みました。

(3) 人口・世帯数

令和2(2020)年1月1日現在の人口は、237,054人、世帯数は120,286世帯です。

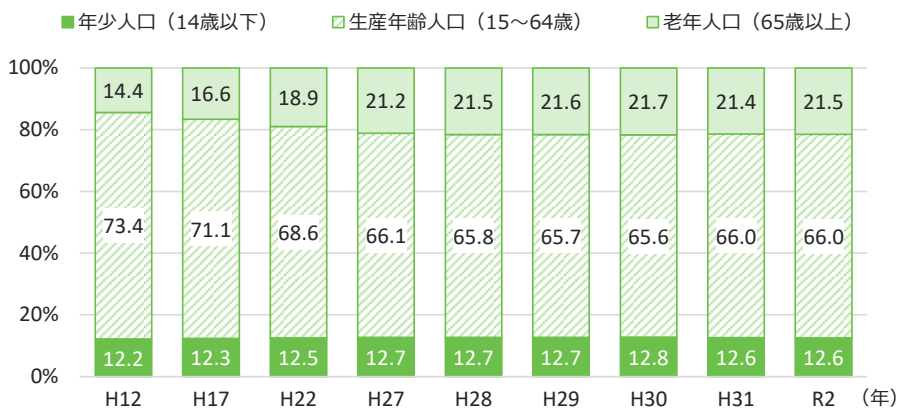
昭和40(1965)年と比較すると、人口は約2.2倍(約13万人増)、世帯数は約3.5倍(約8.6万世帯増)と、著しく増加しました。また、世帯数の増加により、1世帯当たり人口は、昭和40(1965)年の3.09人から、令和2(2020)年には1.97人に減少しています。

平成28(2016)年以降、5年間の年齢別人口(3区分)の推移をみると、各年代ともほぼ横ばいの状況です。



人口・世帯数の推移 (各年1月1日現在：住民基本台帳に基づく)

出典：「調布市の世帯と人口」



年齢別人口 (3区分) の推移 (各年1月1日現在：年齢別人口統計表に基づく)

出典：「調布市統計書 (平成25年版)」, 「調布市統計書 (平成30年版)」, 「調布市の世帯と人口」

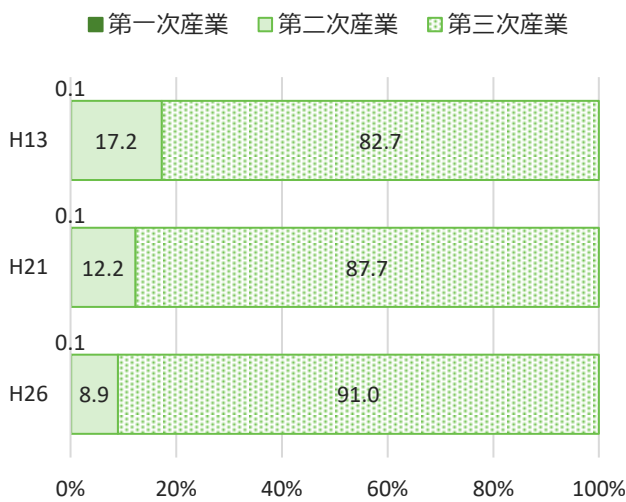
(4) 産業

平成 26 (2014) 年時点における産業従事者数は 78,827 人です。産業分類別の内訳は、第三次産業が最も多い 91.0% を占めており、続いて第二次産業 8.9%, 第一次産業 0.1% となっています。

産業別の推移を見ると、農業については、農家数、農地面積（経営耕地面積）ともに大幅に減少しており、特に平成 7 (1995) 年以降に顕著な減少がみられます。

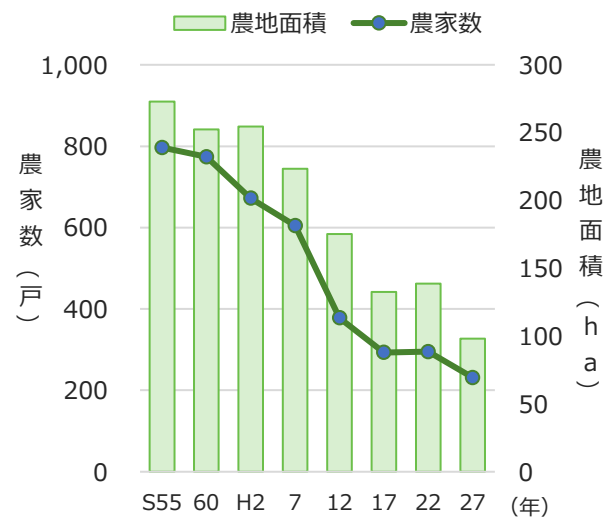
製造業については、工場数、従業者数、製造品出荷額とも、全体的に減少傾向にあります。

商業（卸売・小売業）については、年による若干の変動はあるものの、約 20 年前と比較して、商店数、従業者数、年間商品販売額とも減少しています。



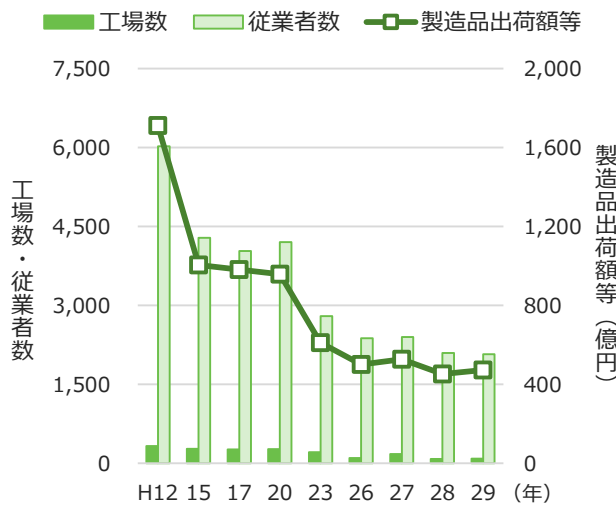
産業従事者の内訳

出典：「調布市統計書（平成 18 年版）」、「調布市統計書（平成 26 年版）」、「経済センサス基礎調査（平成 26 年）」



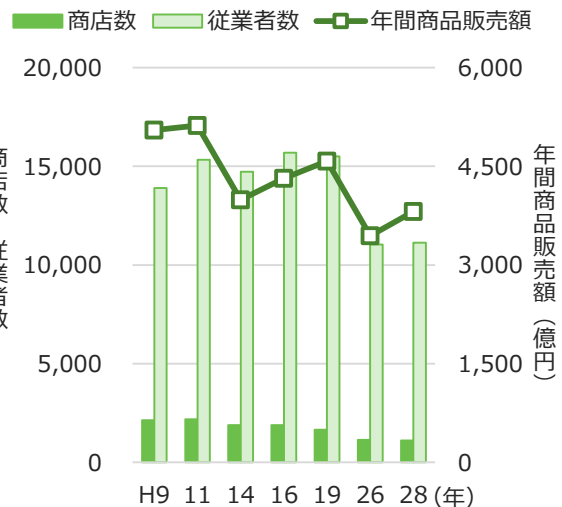
農地面積・農家数の推移

出典：「調布市統計書（平成 18 年版）」、「2015 年農林業センサス（農林業経営体調査）東京都調査結果報告（確報値）」



工場数・従業者数・製造品出荷額等の推移

出典：「調布市統計書（平成 27 年版）」、「工業統計調査」（平成 26～30 年 東京都）



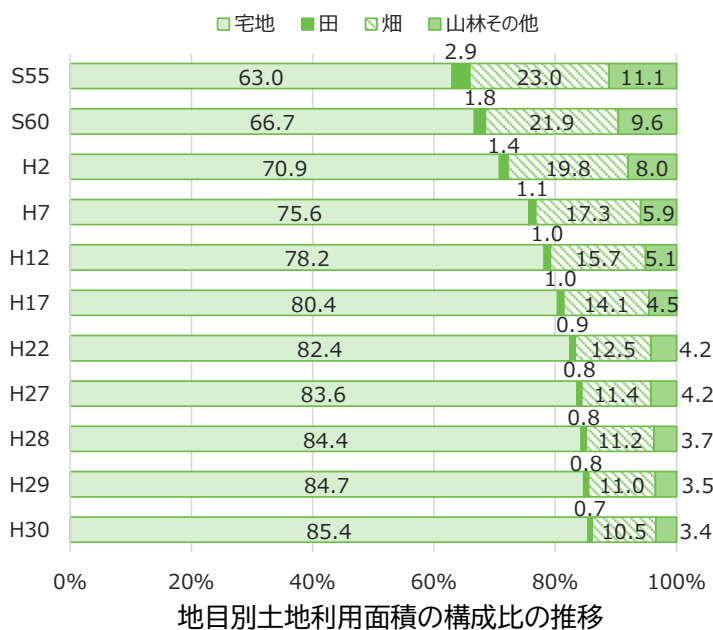
商店数・従業者数・商品販売額の推移

出典：「調布市統計書（平成 27 年版）」、「平成 26 年商業統計調査」（東京都）、「平成 28 年経済センサスー活動調査」（総務省統計局）

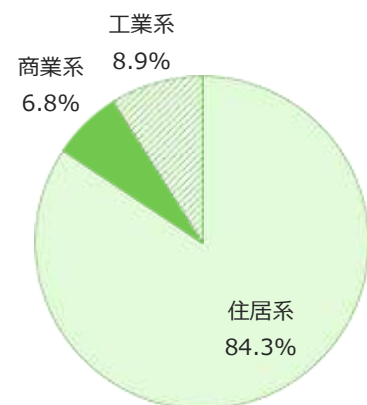
(5) 土地利用

地目別土地利用面積の構成比をみると、平成 30 (2018) 年度現在で、宅地が全体の 85.4% を占めています。人口増加を背景とした宅地化により、田、畑、山林その他は減少傾向にあります。

都市計画に関しては、平成 30 (2018) 年度末現在、多摩川の河川区域を除く 2,048ha が市街化区域に指定されています。用途地域の内訳は住居系が最も多く約 84% を占めており、そのほかは京王線各駅周辺が商業系、調布基地跡地等の一部が準工業地域に指定されています。



出典：「調布市統計書（平成 30 年版）」



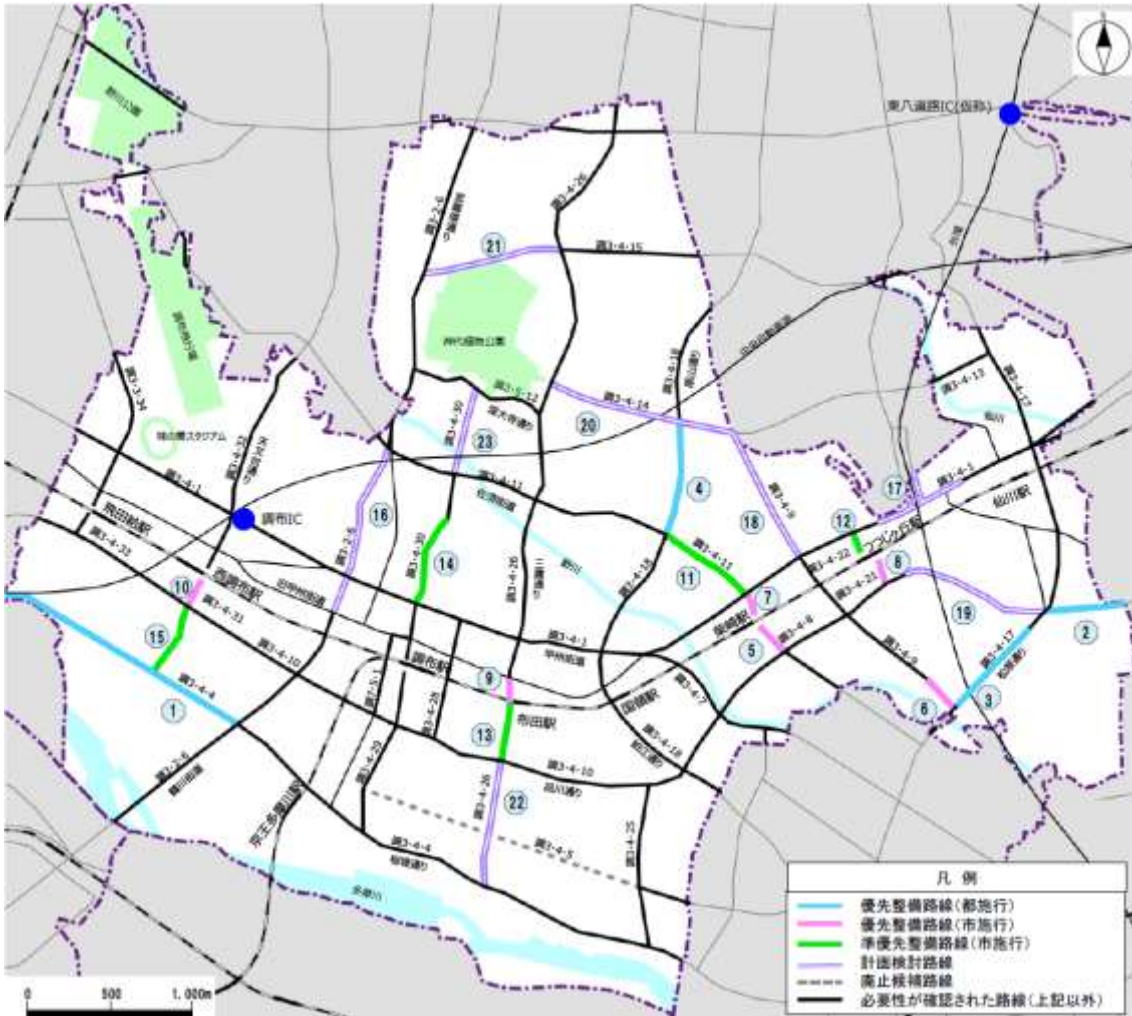
出典：「調布市統計書（平成 30 年版）」

(6) 交通体系

自動車交通は、市域の中央を走る国道 20 号（甲州街道）を大動脈として、これと並行する旧甲州街道（都道 119 号）や品川通り（調布都市計画道路 3・4・10 号）が東西を結んでいます。南北を結ぶ幹線道路には、東から都道 114 号、狛江通り（都道 11 号）、三鷹通り（都道 121 号）、武蔵境通り（都道 12 号）、鶴川街道などがあり、東西を結ぶ幹線道路とともに、市内の道路網の骨格を形成しています。また、市の北部を中央自動車道が横断しており、調布インターチェンジが国道 20 号と接続しています。

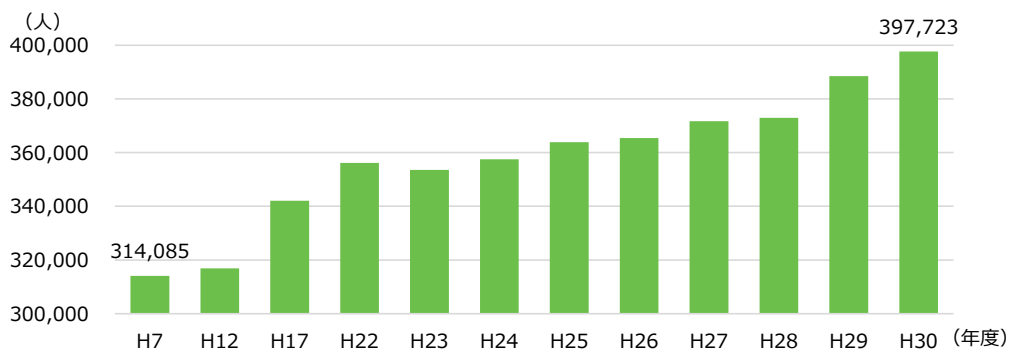
鉄道路線は、国道 20 号の南側を並走する京王線及び調布駅から分岐する京王相模原線が、都心と直結する主要な交通軸となっており、市内に設置された 9 駅の利用者数（1 日平均）の合計は、平成 30 (2018) 年度現在、約 39 万 8 千人であり、平成 24 (2016) 年度以降、増加が続いています。

鉄道以外の公共交通機関として、小田急及び京王の路線バス、調布市ミニバス 3 路線が南北方向、隣接市区を結ぶ重要な役割を果たしています。このうち調布市ミニバスについては、年間延べ 97 万人前後が利用しています。



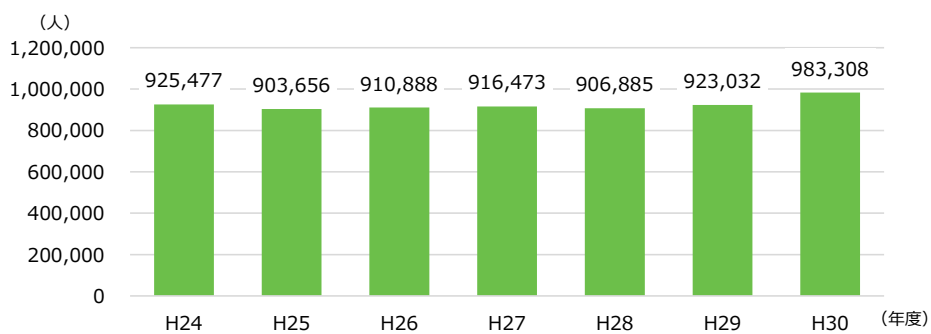
調布市の都市計画道路（第4次事業化計画（平成28～37年度））

出典：「調布におけるこれからのみちづくり 調布市道路網計画」



鉄道乗降人員（1日平均）の推移

出典：「調布市統計書（平成30年版）」、「京王電鉄資料」



ミニバス年間利用者数の推移

出典：「調布市統計書（平成30年版）」

(7) 上下水道

調布市の水道は、小作浄水場（羽村市・多摩川水系）と朝霞浄水場（埼玉県・荒川水系）からの水が、東村山浄水場を経由して送られ、調布市の地下水を加えて供給されています。

市内には、深大寺、上石原、仙川の3箇所に浄水場があり、1日当たり約6万9千 m^3 （令和元（2019）年度現在）を配水しています。

市内の下水道は、森ヶ崎水再生センター（大田区）で処理されたのち、東京湾に放流されています。

下水道の普及状況

年度	処理区域 面積 (ha)	処理区域 人口 (人)	水洗化 人口 (人)	管渠 延長 (km)
H22	1,955	221,811	221,695	547
H23	1,955	222,518	222,438	553
H24	1,955	223,220	223,144	553
H25	1,955	223,947	223,871	553
H26	1,955	224,703	224,627	553
H27	1,955	227,208	227,140	553
H28	1,955	230,865	230,799	553
H29	1,955	233,408	233,343	553
H30	1,955	235,805	235,740	553

出典：「調布市統計書（平成26年版）」
「調布市統計書（平成30年版）」

2. 2 目指す環境の姿

(1) 基本理念

環境は長い歳月をかけて育むべきものであり、より良い環境の保全と回復に向け、取組を長期的な視点を持って推進していく必要があります。

このことにより、本計画では、計画の前期の基本理念を踏襲し、次のとおりとします。

<計画の基本理念>

持続可能な人間社会の存続とすべての生き物が共存する

地球，地域環境を保全・回復・創出する

現在の環境問題は、公害や自然環境の破壊など身近な環境の問題だけでなく、地球温暖化のように地球規模の空間的広がりや将来世代にわたる時間的広がりを持つ問題にまで影響が及ぶ状況となっています。人類が今後も生存し続けるためには、人類のみならず、すべての生き物が共存できるバランスのとれた地球環境が不可欠のものとなります。

私たちは、環境問題に取り組む際、市内の環境の保全、回復だけでなく、環境に対する様々な負荷を軽減し、循環の健全化の推進から市内に新たな環境の創出を図ることで、持続可能な地球環境の保全等にも努めなければなりません。そのため、本計画は、調布市における固有の環境の保全・回復と創出を図ることのみならず、地球環境における環境の保全等をも見据えた取組を推進していくことを基本理念とします。

(2) 目指す環境の将来像

前項で掲げた基本理念と同様に、目指す環境の将来像についても計画の前期の将来像を踏襲し、次のとおりとします。

<目指す環境の将来像>

未来に続く、緑と水あふれるほっとするまち 調布

— 私が守る地球，私が育む調布の自然と暮らし —

調布市は、都心に近い位置にありながら、国分寺崖線や布田崖線、仙川崖線、深大寺周辺の社寺林や屋敷林、湧水や水田等、豊かな緑と水に恵まれています。

このような自然は、昔から人々の生活と密接に関わる中で維持・形成されてきたものであり、都市化が進展した今日においても、市民のみならず訪れる人に安らぎを与え、ほっとさせてくれる貴重な環境資源となっています。

これからも、未永く、調布らしい緑と水、それによってもたらされるほっとするまちの雰囲気を保ち続けていくこと、また、地球環境を守るため、私たちが自ら率先して行動することを目指し、上記の将来像を掲げます。

2. 3 基本目標及び施策の体系

本計画では、目指す環境の将来像の実現に向けた今後5年間の取組の方向として、以下の5つの基本目標を定めます。それぞれの基本目標に施策の方針を定め、23の施策を体系化するとともに、第3章の中で施策ごとに具体的な取組や環境指標・目標値等を展開していきます。

目指す環境の将来像	基本目標	施策の方針	施策
未来に続く、緑と水あふれるほっとするまち 調布 ― 私が守る地球、私が育む調布の自然と暮らし ―	基本目標1 豊かな緑と水や多様な生物を育むまち p. 29	1- (1) 緑と水の保全・再生 p. 29	1-① 緑の保全 p. 29
			1-② 水循環の回復と水環境の再生 p. 32
			1-③ 都市農地や里山環境の維持・保全 p. 35
			1-④ 生物の生息空間の保全 p. 38
			1-⑤ 多様な自然環境の活用 p. 42
	基本目標2 人と環境が調和する快適で美しいまち p. 44	2- (1) 美しい街並みの形成 p. 44	2-① 景観形成の推進 p. 44
			2-② 歴史・文化環境の保全・継承 p. 47
			2-③ まちのうるおいの創出 p. 49
			2-④ 都市美化の推進 p. 51
	基本目標3 安心して暮らせる生活環境が確保されるまち p. 54	3- (1) 公害のない環境の維持 p. 54	3-① 大気汚染の防止 p. 54
			3-② 水質汚濁の防止 p. 57
			3-③ 騒音・振動の発生抑制 p. 59
			3-④ 化学物質等の対策の推進 p. 62
	基本目標4 脱炭素で循環型の社会を目指すまち p. 65	4- (1) 脱炭素化に向けたまちづくりの推進 p. 65	4-① 脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの普及 p. 65
			4-② 再生可能エネルギー等の利用推進 p. 71
			4-③ スマートシティの実現 p. 74
			4-④ 気候変動への適応 p. 77
			4-⑤ 3Rの推進によるごみの減量 p. 81
			4-⑥ ごみの適正処理 p. 85
	基本目標5 みんなの力でより良い環境を目指すまち p. 88	5- (1) 環境教育・環境学習の推進 p. 88	5-① 環境意識の醸成 p. 88
			5-② 学びと活動体験機会の充実 p. 91
			5-③ 活動の担い手となる人材育成と活動支援 p. 94
			5-④ 様々な主体と活動の環 ^わ の拡大 p. 97

関連するSDGsの 主なゴール	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS	環境指標
6, 11, 12, 15, 17		<ul style="list-style-type: none"> みどり率 公共が保全する緑の面積
6, 11, 12, 17		<ul style="list-style-type: none"> 浸透施設等の設置による雨水の浸透能力
6, 11, 12, 15, 17		<ul style="list-style-type: none"> 生産緑地地区の年間追加指定件数 市民と協働で保全活動を行う崖線の箇所数
6, 15, 17		<ul style="list-style-type: none"> 自然環境調査の実施回数 特定外来生物（植物）駆除活動における対象面積
6, 15, 17		<ul style="list-style-type: none"> 自然観察会の実施回数 自然体験学習の参加人数
9, 11, 17		<ul style="list-style-type: none"> 無電柱化道路延長 公共が保全する緑の面積（再掲）
9, 11, 17		<ul style="list-style-type: none"> 調布には優れた景観があると思う市民の割合
9, 11, 15, 17		<ul style="list-style-type: none"> 花いっぱい運動の実施箇所数 市民一人当たりの公園面積
9, 11, 14, 17		<ul style="list-style-type: none"> 美化推進重点地区数 美化活動に参加した市民の数
1, 3, 6, 9, 11, 14, 15, 17		<ul style="list-style-type: none"> 二酸化窒素の環境基準の年間未達成日数 浮遊粒子状物質の環境基準の年間未達成状況 微粒子状物質の環境基準の年間未達成状況（参考指標）
1, 3, 6, 9, 11, 14, 15, 17		<ul style="list-style-type: none"> 雨天時における処理場を含む各吐口からの放流水のBOD値（平均放流水質）
1, 3, 9, 11, 17		<ul style="list-style-type: none"> 道路交通騒音の要請限度数値の未達成地点数 騒音・振動に係る事業者等への法令等に基づく指導・勧告・命令件数
1, 3, 9, 11, 14, 15, 17		<ul style="list-style-type: none"> 地下水の水質汚濁に係る環境基準不適合井戸数
4, 7, 8, 9, 17		<ul style="list-style-type: none"> 地域から排出されるCO₂排出量 市役所から排出されるCO₂排出量
4, 7, 8, 9, 17		<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー由来の電力を購入している市民の割合 公共施設に設置した太陽光発電システムの公称最大出力 50kW以上の高圧受電をしている公共施設における環境配慮契約施設の割合
7, 11, 8, 15, 17		<ul style="list-style-type: none"> 街路灯のLED化割合（LED化した街路灯基数の割合） 自転車走行空間の整備延長距離数
11, 13, 15, 17		<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化及び気候変動に係る情報発信 浸透施設等の設置による雨水の浸透能力（再掲）
9, 11, 12, 13, 14, 17		<ul style="list-style-type: none"> 市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量
9, 11, 12, 13, 14, 17		<ul style="list-style-type: none"> 最終処分量（埋立量） 総資源化率
3, 6, 7, 8, 11, 12, 13, 14, 15, 17		<ul style="list-style-type: none"> 市報や環境年次報告書等による環境情報の提供回数 環境学習事業への小中学生の参加者数
3, 6, 7, 8, 11, 12, 13, 14, 15, 17		<ul style="list-style-type: none"> 環境学習事業及び多摩川自然情報館で学習した延べ人数
3, 6, 7, 8, 11, 12, 13, 14, 15, 17		<ul style="list-style-type: none"> 活動の担い手となる人材の人数
3, 6, 7, 8, 11, 12, 13, 14, 15, 17		<ul style="list-style-type: none"> 環境連携事業数

重点プロジェクト

1
市民の心の安らぎ
緑と水を守る
プロジェクト
p. 102

2
みんなで目指す
環境先進都市
プロジェクト
p. 104


3
みんなが主役
環境を学んで楽し
むプロジェクト
p. 106

基本目標 1 豊かな緑と水や多様な生物を育むまち

調布市は、都心近くに位置する一方で、国分寺崖線や深大寺をはじめとするまとまった緑や湧水が今なお残されており、湧水のほか、多摩川や野川などの水辺環境にも恵まれています。豊かな緑と水が創出する環境は多様な生物を育む基盤でもあり、このことは調布市の環境における大きな特徴となっています。

こうした貴重な自然環境を将来に向けて守り、共生を目指す中で、かつての武蔵野の原風景であった自然豊かな環境の再生を図る必要があります。このため、「緑と水の保全・再生」「生物多様性の保全・活用」を方針として、次に掲げる施策に取り組みます。

施策体系

施策の方針	施策	関連するSDGsの 主なゴール
1-(1) 緑と水の保全・再生	1-① 緑の保全	
	1-② 水循環の回復と水環境の再生	
	1-③ 都市農地や里山環境の維持・保全	
1-(2) 生物多様性の保全・活用	1-④ 生物の生息空間の保全	
	1-⑤ 多様な自然環境の活用	

基本目標2 人と環境が調和する快適で美しいまち

京王線の地下化に伴い、調布・布田・国領の各駅前広場の整備などによって、街の景観はこの数年間でめざましい変貌を遂げています。こうした新たなまちづくりの一方で、都内有数の古刹である深大寺や、国指定史跡である下布田遺跡・深大寺城跡など、数多くの歴史・文化的な資源にも恵まれ、落ち着いた風情が醸し出されています。

新旧の様々な街並みが調和した都市環境をこれからも守り育てていくとともに、市民のみならず調布市を訪れる全ての人々にとっても、快適な環境を創出していく必要があります。このため、「美しい街並みの形成」「快適な空間の確保」を方針として、次に掲げる施策に取り組みます。

施策体系

施策の方針	施策	関連するSDGsの 主なゴール
2-(1) 美しい街並みの形成	2-① 景観形成の推進	<p>Sustainable Development Goals icons for 9 (Industry, Innovation and Infrastructure), 11 (Sustainable Cities and Communities), 14 (Life Below Water), 15 (Life on Land), and 17 (Partnerships for Development).</p>
	2-② 歴史・文化環境の保全・継承	
2-(2) 快適な空間の確保	2-③ まちのうらおいの創出	
	2-④ 都市美化の推進	

基本目標3 安心して暮らせる生活環境が確保されるまち

近年、大気や公共用水域の水質は、比較的良好な状態が保たれていますが、騒音・振動・臭気等に関しては、事業所等からの騒音・臭気のみならず、一般家庭からの生活騒音やペットの鳴き声に対する相談が寄せられています。

今後とも従前からの公害への監視を継続し、問題発生等の未然防止に努める一方で、新たに発生するおそれがある様々な環境リスクに対しても適切な対応に努めることにより、安心して暮らせる生活環境を確保していく必要があります。このため、「公害のない環境の維持」を方針として、次に掲げる施策に取り組みます。

施策体系

施策の方針	施策	関連するSDGsの 主なゴール
3-(1) 公害のない環境の維持	3-① 大気汚染の防止	
	3-② 水質汚濁の防止	
	3-③ 騒音・振動の発生抑制	
	3-④ 化学物質等の対策の推進	

基本目標4 脱炭素で循環型の社会を目指すまち

地球温暖化の要因とされている大気中の温室効果ガスは、増加の一途をたどっています。異常気象等に起因する自然災害の発生リスクの増大や、気候変動による農作物などの生育への影響が徐々に顕在化しています。このため、国が最終到達点として掲げる「脱炭素社会」の実現に向け、温室効果ガスの削減に向けた取組を更に進めると同時に、気候変動の影響による被害の回避・軽減に向けた取組を進めることが求められています。

また、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムが様々な問題を引き起こしており、特に近年、海洋プラスチックごみ、食品ロスへの対策が喫緊の課題となっています。調布市は、ごみの減量・リサイクルについては、全国でも高水準の成果を上げていますが、市民、事業者、市がそれぞれの立場でより一層の取組を進めていくことが求められています。

こうした現状を踏まえ、ライフスタイル・ビジネススタイルの変革を促すとともに、まちづくりも含めた視点から、市域全体の温室効果ガスの更なる削減と気候変動への適応、廃棄物の発生抑制に取り組み、持続可能な社会を構築していく必要があります。このため、「脱炭素化に向けたまちづくりの推進」「循環型まちづくりの推進」を方針として、次に掲げる施策に取り組みます。

施策体系

施策の方針	施策	関連するSDGsの 主なゴール
4-(1) 脱炭素化に向けた まちづくりの推進	4-① 脱炭素型ライフスタイル・ ビジネススタイルの普及	
	4-② 再生可能エネルギー等の活用 推進	
	4-③ スマートシティの実現	
	4-④ 気候変動への適応	
4-(2) 循環型まちづくりの 推進	4-⑤ 3Rの推進によるごみの減量	
	4-⑥ ごみの適正処理	

基本目標5 みんなの力でより良い環境を目指すまち

基本目標1～4に掲げる取組については、市のみならず、市民・市民団体・事業者の各主体が自らの役割を果たすとともに、協力して進めていくことが期待されています。調布市では、市民・市民団体・事業者で構成される「ちょうふ環境市民会議」が中心となって、市と連携・協働した取組を進め、調布市の環境の保全と回復等に貢献しています。今後は、これらの環境保全活動の環を一層広げていく必要があります。

そのため、調布市の環境に関する情報を、調布市で暮らし、働き、学ぶ子どもから大人までみんなが共有し、みんなで考え、更により良い環境の創出を目指し、各主体がそれぞれ自立しつつ、連携・協働して行動していく必要があります。これらの実現に向け、「環境教育・環境学習の推進」「連携・協働による環境保全活動の推進」を方針として、次に掲げる施策に取り組みます。

施策体系

施策の方針	施策	関連するSDGsの 主なゴール
5-(1) 環境教育・環境学習の 推進	5-① 環境意識の醸成	<p>SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS</p> <p>3 良好な健康と福祉 6 安全な水と衛生 7 再生可能エネルギー 8 持続可能な成長 11 持続可能な都市とコミュニティ 12 持続可能な消費と生産 13 気候変動への対応 14 海の豊かさ 15 陸の豊かさ 17 パートナーシップ</p>
	5-② 学びと活動体験機会の充実	
5-(2) 連携・協働による 環境保全活動の推進	5-③ 活動の担い手となる人材育成と 活動支援	
	5-④ 様々な主体と活動の環の拡大	